

2022年における保税関係非違状況一覧【全国分】

【記帳義務違反】

No.	発見端緒	原因	内容	備考
1	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	被許可者は、前回保税業務検査時において、輸出貨物の搬出日に係る誤記帳(NACCSデータ誤入力による搬出日の相違)があったことから、保税台帳(NACCS管理資料)と社内帳票(実際の搬出日が記載されたパンニングレポート等)との対査確認等を行うことで、これを防ぐよう税関から指導を受けていたものであるが、保税業務検査において、再び前回同様の誤記帳が45件発生した。誤記帳の再発原因は、前回保税業務検査時に受けた指導内容が正しく社内周知されていなかったこと(社内帳票間の対査確認のみを周知し、保税台帳との対査確認が周知されていなかった)、社内周知内容、記帳内容について、貨物管理責任者による点検が行われていなかったことによる。	
2	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸出許可済貨物が130PPしか搬出されていないにもかかわらず、150PP搬出したとして保税台帳に記載されていたもの。	
3	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	保税担当者は、空箱のパッキングリストを入手していたにもかかわらずこれを見落とし、また現場作業員も外貨の認識がなく資材置場へ運搬した。翌日通関業者からの問い合わせにより、倉庫内を再確認して空箱を発見し、保税台帳への記帳漏れが判明したものである。	
4	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	保税業務検査を実施したところ、NACCS管理資料を取得していなかった。一方、並行してマニュアル保税台帳が作成されており搬入の事実は確認できたが、見本持出についての記帳及び一部見本持出確認登録(MHO業務)を行っていなかった事実(非違)が判明したものである。	
5	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸出しようとする貨物が搬入されていないにもかかわらず、搬入したとして保税台帳に記帳(NACCSシステム搬入登録)されていた。	
6	税関からの指摘	担当者の怠惰によるもの	貨物検査部門職員が当該貨物の検査を実施しようとしたところ、輸入申告書類と貨物のケースマークに相違があることに気付いた。この前日に混載貨物として蔵置場へ搬入の際、担当者は書類上のケースマークと実際の貨物のケースマークの対査を怠ったことから、ケースマークに相違があったことに気付かず、書類上のケースマークで搬入したことから、保税台帳への誤記帳が判明したものである。	
7	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	輸入許可された貨物について、保税担当者に記帳状況を確認したところ、みなし蔵置場の保税台帳が未記帳であることが判明した。	
8	税関からの指摘	担当者の怠惰によるもの	他空港から到着した輸出許可済貨物について、搬入担当者が、NACCSへの搬入登録を実施したものだと思い込み、当該業務を失念したまま搭載作業を進めてしまい、搭載完了業務が出来なかったことで、搬入未記帳が発覚したものである。	
9	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	保税担当者は、輸出しようとする貨物の一部が搬入されていないにもかかわらず、誤って全量搬入と保税台帳に記帳した。当該貨物は同日輸出許可され、保税担当者が翌日にパンニング作業の準備のため数量の再確認を行ったところ、一部不足していることが判明し、搬入数量に誤記帳があった旨税関に申し出があった。	
10	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	当該蔵置場は電磁的記録により保税台帳を管理する旨届出がなされているが、管理資料の取得漏れにより、輸出搬入に係る搬出入未記帳が発生したものである。なお、輸出許可書等の関係帳票については、検査対象期間のものについてすべて保管されていた。	
11	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	保税担当者は、本件貨物300アイテムのデバン作業の際、アイテム毎に現物と搬入関係書類の対査確認を行っていたが、デバン終了後、未対査の貨物1アイテム100CTがあったにもかかわらず、これに気付くことなく、到着数量は合数として搬入確認登録を行った。後日、通関手続の関係上、荷主から貨物の仕分け指示があり、保税担当者が、再度、全アイテムについて数量確認を行ったところ、上記貨物300アイテムのうち1アイテム100CT少ないことが判明し、搬入数量に誤記帳があった旨税関へ申し出があった。なお、現物が無かった1アイテム100CTについては、保税担当者が荷主を通じて輸出者へ確認したところ、現地でコンテナに積んでいないことが判明した。	
12	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	記帳担当者が当該貨物にかかる保税台帳の作成を失念していたことに加え、管理責任者による確認が不十分であったことから、未記帳となったもの。	
13	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	保税業務検査を実施したところ、見本一時持出年月日の未記帳が判明した。	

【記帳義務違反(誤搬出)】

No.	発見端緒	原因	内容
1	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	蔵置していた積戻し貨物の出荷に向けた準備作業を実施。保税業務手順のとおり、関係書類と貨物ラベルを対査確認のうえパレット毎にケースマークの貼付けを行っていたが、作業途中で他作業のため一時中断し、持ち場を離れた。他作業終了後に出荷準備作業を再開したが、関係書類と貨物貼付ラベルの対査確認が完了しているものと思い込み、再度確認することなく出荷対象ではないパレットにもケースマークを貼付した。同日、出荷前荷揃え作業の際、再度関係書類と貨物貼付ラベルの対査確認を実施すべきところ意、貨物の相違に気付くことなく作業を終了し、貨物を搬出した。
2	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸出許可後に車両不良(エンジン不動)となった中古車両について、外貨表示のさし札を貼付のうえ蔵置場内で保管・管理していたが車両状況改善せず、荷主の意向により国内へ引き取ることとなり、荷主から連絡を受けた通関業者は保税蔵置場事務担当者に對しメールにて内貨搬出依頼を行った。その時点では税関通関手続き(輸出取止め再輸入)は行われておらず、何ら税関関係書類は送付されなかったが、同事務担当者は関係書類、システム情報等を確認することなく、当該車両が内貨に戻ったものと思い込み、現場作業担当者に内貨としての搬出準備作業を指示したため、差し札が「内貨返品」と差し替えられ税関通関手続未済の当該車両を引き渡し(搬出)した。
3	税関からの指摘	担当者の怠惰によるもの	搬入貨物のうち、一部積戻し予定の貨物について、搬出関係書類を確認することなく、業者(国際宅配業者)に引き渡し、保税台帳未記帳となったもの。本件非違は、当該貨物の蔵置期間が2か月を超えていたため、保税取締部門から蔵置場担当者に現物確認したい旨の連絡をしたことにより、判明したものである。
4	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸入許可済貨物を搬出しようとしたところ、搬出作業準備時、搬出時の確認作業が不十分であったため、誤って一部輸入許可未済貨物を搬出したもの。
5	税関からの指摘	担当者の怠惰によるもの	保税蔵置場においては、定期輸入貨物にかかる分析を目的とした包括見本持出許可を受けていた。包括見本持出許可については、許可期間満了後速やかに許可税関に許可書を返納することとなっているが、返納が無いため、保税蔵置場の保税業務担当者に對し許可書返納の従添及び見本持出の現状確認を行ったところ、許可期間が経過しているにも関わらず見本持出しを行っていたことが判明した。旨の説明があった。保税業務担当者の業務繁忙等により包括見本持出許可期間の管理が疎かとなり、許可期間が経過していることに気付くことなく、許可期間満了後見本持出しを行っていたことが判明した。
6	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	蔵置中の輸出予定貨物3PPについて、出荷準備作業を実施。同作業において、保税業務手順で定められた関係書類と貨物現物の対査確認、ダブルチェックを怠り、付近に蔵置されていた別件貨物2PPを集荷のうえ梱包外装にシッピングマークを貼り付けた。なお、1PPについては正規貨物を集荷。その後輸出許可を受け、保税業務手順書に基づき搬出時貨物確認を実施したが、2PPについては全面ダンボール囲いであり内部個数は確認不能であったため、貨物相違に気付くことなく搬出した。
7	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	海外仕向A貨物及び海外仕向B貨物について、同時並行でコンテナ詰め作業を実施。コンテナ詰め作業前、保税業務手順書に基づき、荷揃え、貨物検査員及び現場作業員による貨物確認並びに作業対象コンテナ番号確認の事前準備作業を行ったが、貨物が要定温貨物であるため荷揃え及び貨物確認は倉庫内で閉扉状態で行われ、コンテナ確認は倉庫外でコンテナが複数本並べられた状態で行われたことにより、貨物とコンテナが明確に紐づけられた状況になかった。その後、コンテナ詰め作業が実施されたが、保税業務手順書で定められた、コンテナ内入ロ付近に貼り付けられている関係書類(コンテナEIR)の確認、及びコンテナ詰め作業後の確認を怠ったことから、コンテナを取り違えて作業を行い搬出した。
8	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸出許可済貨物について、庫内作業担当者が庫内から1PPずつコンテナサイドへ移動し、コンテナサイドで搬出担当者が関係書類と貨物現物を対査確認のうえパニング作業を実施していたところ、他作業の都合により途中で搬出担当者が交代となったが、交代時の引継ぎが不十分であったため、交代後の搬出担当者が既に確認を終えていた1PPについて重複確認を行った。搬出担当者はコンテナサイドでの対査確認時、貨物に貼り付けられている棚札を回収のうえ、パニング作業終了時に積込数量の集計確認を行うべきところ意った。以上により、1PPが庫内に残されていることに気付くことなく作業を終了し、コンテナを搬出した。
9	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸入申告中である混載貨物が、営業担当者が誤って作成した出庫作業依頼書に記載され、加えて搬出管理担当者等の対査確認不足により、上記保税蔵置場から誤搬出されたもの。

10	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	荷主からの指示に基づきロット番号毎に仕分けを実施。一部ロットについて個別指示があったため、識別のため赤色フィルムを巻くよう保税担当者が仕分作業担当者に指示したが、同作業担当者がフィルム巻き作業を失念し、さらに庫内担当者が関係書類との対査確認及び個数確認を怠り、個別指示貨物と通常仕分け貨物を取違えた状態で庫内蔵置した。後日通常仕分け貨物について輸入許可を受け、出荷作業を実施し、貨物相違に気付くことなく輸入許可未済の個別指示貨物を搬出した。	
11	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	保税担当者は、船卸された空コンテナ1本について、卸コンテナリストの提出が未済であるにもかかわらず、社内の連絡不備等により、誤って輸入許可未済のまま搬出した。当該コンテナ搬出後、保税担当者が卸コンテナリストの提出準備を行っている際、同コンテナを輸入許可未済のまま搬出したことが判明し、税関に申し出があったもの。	
12	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	保税工場製品について、保税担当から通関業者に対して、保税貨物である旨の連絡がされていなかったことから、他の内貨物と同様輸出貨物としてパッキングリストを作成し輸出許可済み貨物として本船に積み込みを行った。搬出を行う現場担当者は、保税製品は積戻し許可通知書により搬出を行わなければならないにもかかわらず、輸出許可通知書により搬出を行ったもの。結果、誤搬出による誤った記帳をしたものである。	
13	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	保税蔵置場に保管されていた輸出許可済貨物が、誤って別の輸出許可済貨物と一緒にコンテナ詰めされ、保税蔵置場から搬出されたもの。	
14	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	作業員がコンテナ番号を見誤り、当該コンテナ番号の下4桁が類似する輸出許可済の別のコンテナを船積みし、本来船積すべきコンテナを積み残してしまったもの。	
15	税関からの指摘	担当者の怠情によるもの	工場の作業担当者が保税蔵置場に置かれていた輸入申告中の貨物を許可済であると誤認し、保税蔵置場から工場敷地内の内貨原料置場に搬出したもの。本件は、総合責任者が業務経験が浅い作業担当者に対し不明確な搬出指示を与えたことに起因する。	
16	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	輸入許可済み貨物を搬出する際、同貨物に隣接した場所に置かれていた未許可貨物を誤って搬出したものである。在庫確認作業において蔵置貨物が不足していたため、調査したところ未許可貨物を誤搬出していた事実が判明し、翌日税関へ報告があったもの。	
17	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	包括見本持出許可期間を超過しているにもかかわらず保税蔵置場から見本持出を行った旨の報告を受けた。調査した結果、保税業務委託先である担当者が、包括見本許可期間を超過しているにもかかわらず、見本持出を行ったものであった。	
18	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	保税工場において、保税製品の製造を行っており、保税作業の過程で発生する外貨原料を含む副産物について、自社で滅却している。滅却については1年間の包括滅却承認を受け、搬出の都度、保税台帳へ記帳していたが、税関関係手続を保税業務担当者1名で行っていたことにより、包括滅却承認期間が経過していることに気付かず、滅却承認申請手続きを失念したまま、滅却していた。また、内部監査においても、当該包括滅却承認申請手続きの失念に関して指摘、指導は行われていなかった。	
19	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	倉主から、「一部の取扱貨物に関して搬出入関係書類を再確認したところ、過去に、外貨在庫の状態であったものを通関済と誤認して搬出していた事実が判明した」旨、申し出があった。	
20	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	蔵置中の中古自動車の荷主から輸出をキャンセルし国内に引き取りたい旨の連絡があり、蔵置場内を探したが見当たらず、代わりに輸出したはずの中古自動車が発見された。輸出予定車両へのシッピングマークの貼付作業において誤って同一車種・類似車台番号の車両に作業を行い、当該作業は担当者1名のみで行われており、チェック体制も整備されていなかったことから、貨物相違に気付くことなく貨物を搬出し、輸出許可済み貨物を積み残したものの。	

【未許可・承認】

No.	発見端緒	原因	内容
1	税関からの指摘	担当者の怠惰によるもの	減却予定貨物について、処理依頼予定業者から事前に貨物状況を確認するため、早急にサンプルを送付するよう指示があった。担当者はその他日常業務で手一杯であったこと及び送付を急がされていたことから見本持出許可申請を失念し、さらに貨物搬出時のチェック体制が整備されていなかったことから税関手続き未済であることに何ら気付くことなく、貨物の一部をサンプルリングのうえ搬出した。
2	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	未通関の輸入貨物について蔵入承認を受けることなく当初搬入日から3月を超えて蔵置されていることが確認されたもの。
3	税関からの指摘	担当者の怠惰によるもの	長期蔵置貨物情報(NACCS月次配信資料)を端緒に監視部保税取締部門により蔵入承認を受けることなく、当初搬入日から3か月を超えて蔵置されている輸入貨物が確認されたもの。
4	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	保税業務検査において、在庫確認のため保税蔵置場内を確認したところ、他所蔵置許可を受けていないにもかかわらず、保税地域外の場所に外国貨物が置かれていたことが確認されたもの。
5	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	マニュアル台帳で管理している蔵入承認貨物について、蔵置期間の延長申請を失念し、蔵入承認の日から2年を経過して蔵置していたもの
6	税関からの指摘	担当者の怠惰によるもの	貨物管理者はNACCS(MHA:見本持出許可申請業務)により外国貨物の見本の一時持出許可申請を行うも、税関による審査終了(MHE:見本持出許可申請審査終了)を経ることなく、許可未済のまま保税地域から引き取っていたことが、判明したものの。
7	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	国内貨物にて製造した製品を、保税工場において、併設蔵置場の許可を得ることなく、輸出申告を行った事実が判明したものの。

【未届出】

No.	発見端緒	原因	内容
1	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	工事届を提出せずに冷蔵施設の扉の改修工事を行った旨の申し出があった。蔵置場を確認したところ、扉について開き戸から引き戸に改修する工事を行っていたことが判明した。
2	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	保税蔵置場の工事届を提出することなく、保税蔵置場であるサイロについて上部及び底部を開放の上清掃を行った。
3	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	保税作業工程等を確認した結果、一部製品について設備を移転して別工場で製造していたが、工場及び関連する施設は、保税地域となっておらず、工事届及び収容能力増減届を税関に提出せずに保税作業を行っていたことが判明した。